

財 会 セ 第 2 1 号

平成17年 3月 7日

改正経緯：18年4月3日 財会セ第33号

最高裁判所事務総局経理局主計課長 殿
公正取引委員会事務総局官房総務課長 殿
警察庁長官官房会計課長 殿
防衛庁長官官房会計課長 殿
防衛施設庁総務部会計課長 殿
法務省大臣官房会計課長 殿
財務省大臣官房会計課長 殿
文部科学省大臣官房会計課長 殿
厚生労働省大臣官房会計課長 殿
農林水産省大臣官房経理課長 殿

財務省会計センター所長 森 信 茂 樹

電子情報処理組織を使用して歳入歳出外現金の出納保管に関する事務を処理する場合における一般的留意事項、特殊な取扱い等について

今回、電子情報処理組織を使用して歳入歳出外現金の出納保管に関する事務の取扱いに関し、「電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成17年2月24日財務省令第5号）」が公布されたところであるが、同令第29条及び第30条の規定に基づく事務取扱については、下記によることとしたので、命により通知する。

については、御了知の上、その旨を関係の機関に対して御通知願いたい。

記

（目 次）

- 第1章 総則
- 第2章 保管金の受入れ
- 第3章 保管金の払渡し

第4章 災害時及び障害時における運用

第1章 総則

1 定義について

この通達において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

- (1) 指定歳入歳出外現金出納官吏 電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（以下「特例省令」という。）第2条第3項の規定により財務大臣の指定する歳入歳出外現金出納官吏及び歳入歳出外現金出納官吏代理をいう。
- (2) 機械 歳入歳出外現金に係る事務を処理するため、財務省会計センター（以下「センター」という。）に設置される各省各庁の利用に係る電子計算機と指定歳入歳出外現金出納官吏の所在地に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（特定電子情報処理組織を除く。）をいう。
- (3) 特定電子情報処理組織 各省各庁が特定の歳入歳出外現金に係る事務を処理するための電子情報処理組織であって、機械と電気通信回線を介して接続したものをいう。
- (4) 端末機 機械の入出力装置をいう。
- (5) 端末機等 端末機及び特定電子情報処理組織をいう。

2 機械の概要について

機械は、入力された情報をオンライン・リアルタイムに処理し、指定歳入歳出外現金出納官吏ごとのファイルに格納する。各ファイル内の情報は、情報の保護及び独立性の確保の観点から、各指定歳入歳出外現金出納官吏の操作カードを用いて端末機を操作することによってのみ参照、出力、送信等が可能である。

機械が対象とする事務の範囲は、端末機等での電子的な出納簿の管理、電子納付に対応した保管金の受入、電子化された支払指図書・国庫金振替書の日本銀行との送受信、歳入歳出外現金出納計算書の作成といった歳入歳出外現金出納官吏の業務全般である。

3 機械の運転日及びオンライン運転時間について

機械の運転日は、原則として、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。）以外の日とし、オンライン運転時間は、8時45分から17時までである。

ただし、運転日又はオンライン運転時間については、センターからあらかじめ連絡の上、変更することがある。

4 操作カードについて

- (1) 官署において端末機を使用する場合は、歳入歳出外現金業務用の操作カード及びユーザーID・パスワードの入力が必要である。
- (2) 操作カードは、センターが配付する。

- (3) 操作カードの種類、用途等は、別表のとおり。
- (4) 操作カードは、法令等に違反する目的をもって使用してはならない。
- (5) 操作カードの配付等の手続及び管理の方法については、別に定める。

5 F Dタンキング機能について

指定歳入歳出外現金出納官吏は、業務多忙等によりオンライン運転時間内では情報を入力しきれない場合には、オンライン運転時間外に必要な情報をフロッピーディスク（以下「F D」という。）に格納しておき、この情報をオンライン運転時間中に送信することができる。これをF Dタンキング機能という。

指定歳入歳出外現金出納官吏は、当該情報をF D活用機能によりオンライン処理することができる。このF D活用機能には、格納された情報を1件ごとに送信する方法と一括して送信する方法がある。

6 情報の入力について

指定歳入歳出外現金出納官吏が端末機を使用する場合は、情報の入力に当たり、次の点に留意する。

- (1) 端末機に実装されている電子マニュアル、センターからの事務連絡等の内容をよく理解し、誤びゅうの発生を防止する。
- (2) 関係書類等に基づいて適時、的確に入力するものとし、その内容に誤びゅうがあることを発見した場合は、速やかに訂正の入力等所要の措置を講ずる。
- (3) 端末機の使用に当たり、入力に支障を及ぼすことのないよう複数の者を当て得る態勢を整えておく。

7 帳表の出力について

機械からの出力帳表は、原則として、センターで集計、編集等を行い、各種帳表の形式等で指定歳入歳出外現金出納官吏のメール・ファイル又はB M P（バッチ・メッセージ・プロセッシング）メール・ファイルに格納されるので、指定歳入歳出外現金出納官吏は、これを端末機等から取り出す。

帳表出力の種類、留意事項等は、次のとおり。

(1) メール

「官署において必要とされる時期に、センターで自動作成して出力可能となる帳表」及び「官署からの依頼に基づき、依頼時に指定された日の翌運転日に出力可能となる帳表」をメールといい、メール・ファイルに格納される。

指定歳入歳出外現金出納官吏は、メールの格納状況について、メールリスト（毎日、最初に端末機の電源を投入した際に出力される、メールの有無及び内容を記載したリスト）により確認する。

なお、端末機からの帳表出力は、該当する情報がメール・ファイルに格納されている間は何回でも可能であるが、帳表ごとに格納期間が決まっているので留意する。ただし、一度出力した帳表は、端末機のハードディスク（以下「H D」という。）

及び光磁気ディスク（以下「MO」という。）に情報が保存されているので、情報が保存されている間は何度でも出力可能である。

（注）メールの留意事項

指定歳入歳出外現金出納官吏がメールの格納期間内に出力を失念した場合は、別途、センターに文書で再格納を依頼することにより出力することができる。ただし、このような再格納は、センターの作業スケジュールに影響を及ぼすことから、指定歳入歳出外現金出納官吏は、特に入出力すべき事項がない場合でも、毎日必ず端末機の電源を投入し、メールリストを確認するなどして、出力漏れののないよう留意する。

（２）BMPメール

「官署からの依頼に基づき、原則、依頼当日中に出力可能となる帳表」をBMPメールといい、BMPメール・ファイルに格納される。

BMPメールの格納期間は2運転日なので、指定歳入歳出外現金出納官吏は、格納期間内に帳表を出力する。ただし、一度出力した帳表は、端末機のHD及びMOに情報が保存されているので、情報が保存されている間は何度でも出力可能である。

8 情報の削除について

センターは、ファイル内の情報を定期的に毎年1月～3月に前年度分の情報を削除する。

9 帳表の保存について

指定歳入歳出外現金出納官吏が、法令上作成することとされている書類等については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成、保存をもって、当該書類等の作成、保存に代えることができる（会計法（昭和22年法律第35号）第49条の3等）こととされ、これに基づき、機械により作成される法定帳簿等の帳表についても、電磁的記録により作成、保存することができる。しかし、これらの帳表について、端末機から直接出力することができるのは、7のとおりであり、また、各ファイル内の情報も、8のとおり定期的に削除される。

したがって、指定歳入歳出外現金出納官吏が法定帳簿等の帳表を電磁的記録として保存する場合は、必要な情報をMO等に記録し、これを保存期限まで保存、管理するものとする。

10 機械に登録できる各名称の文字数について

機械に登録できる各名称の文字数の上限は、100文字である。ただし、これを超える文字数の名称が発生した場合は、各関係機関と協議の上、その対処方法を検討する。

11 特定電子情報処理組織について

（１）特定電子情報処理組織との接続

機械と特定電子情報処理組織との接続については、センターと当該特定電子情報処理組織を管理運用する各省各庁との間で別に定める。

(2) 特定電子情報処理組織の運用

特定電子情報処理組織の運用、入出力方法等については、当該特定電子情報処理組織を管理運用する各省各庁の定めによるものとする。

第 2 章 保管金の受入れ

第 1 節 入力に関する留意事項

12 出納官吏等情報の登録

機械には、出納官吏等情報として指定歳入歳出外現金出納官吏の官職名称、所在地等が登録されている。この出納官吏等情報は、常に最新の情報である必要があるため、指定歳入歳出外現金出納官吏は、その代理開始又は終止、官署名の変更等があった場合には、センターへ連絡の上、出納官吏等情報の変更の登録を行う。

また、指定歳入歳出外現金出納官吏の事務の代理については、以下の方法で手続きができる。

(1) 出納官吏等情報照会

指定歳入歳出外現金出納官吏の事務を代理させる場合、現在登録されている指定歳入歳出外現金出納官吏の情報を「出納官吏等情報照会」により確認する。

(2) 代理開始終止登録

現在登録されている指定歳入歳出外現金出納官吏の情報に誤りがないことを確認したのち、代理人となるべき者の氏名、代理期間等を入力する。

13 システム運用上の留意事項について

(1) 整理番号

登録した情報には、すべてセンターで整理番号を機械付与する。センターとの情報交換（ファイル更新、照会等）は、すべてこの番号を使用して行う。

(2) 略科目コード

センターは、指定歳入歳出外現金出納官吏からの依頼に基づき、略科目コードを設定する。指定歳入歳出外現金出納官吏は、このコードにより、各種情報の入力を行う。

(3) 略科目コードの追加等

指定歳入歳出外現金出納官吏ごとに設定されている略科目コードを追加又は削除する必要が生じたときは、指定歳入歳出外現金出納官吏はセンターに文書で依頼する。

(4) 削除情報の照会

指定歳入歳出外現金出納官吏が削除された情報の内容を照会したい場合は、センターに文書で依頼する。センターは、当該依頼に基づき、必要な情報を出力し、当該指定歳入歳出外現金出納官吏へ送付する。

14 収納登記について

指定歳入歳出外現金出納官吏は、日本銀行からの領収済情報（または振替済通知書等）、日本銀行から保管金提出者が受け取る領収証書又は直接提出された現金に基づき、保管金の収納登記を行う。

(1) 日本銀行からの領収済情報

保管金提出者が電子申請により納付情報を得て、当該情報に基づき電子的に納付した場合、領収済情報は、電気通信回線を介してセンターに送信され、指定歳入歳出外現金出納官吏の端末機等において確認することができる。ただし、この方法により提出された保管金に関する領収済情報については、1日ごとの情報を翌運転日にならないと指定歳入歳出外現金出納官吏の端末機等で確認することができない。

(2) 保管金提出者が持参する保管金領収証書及び直接提出された現金

保管金提出者が、日本銀行で保管金の納付をした場合、領収証書の交付を受ける。指定歳入歳出外現金出納官吏は、その領収証書を保管金提出者から受け取り、所要の事項を端末機に入力し収納登記を完了する。また、現金が直接指定歳入歳出外現金出納官吏に提出された場合、日本銀行から振替済通知書を受け取った場合も同様に所要の事項を端末機等に登録する。

(3) 保管現金の日本銀行への払込み

保管金提出者から現金を受領した指定歳入歳出外現金出納官吏は、当該現金を日本銀行の口座に払い込んだ場合、保管現金出納簿登記を行う。現金払込の場合には、保管現金払込整理票が指定歳入歳出外現金出納官吏の端末機等から出力される。

第2節 出力に関する留意事項

15 法定帳簿等について

(1) 現金出納簿

現金出納簿は、機械により作成される帳表をもって代えることができる。

(2) 歳入歳出外現金出納計算書

歳入歳出外現金出納計算書は、機械により作成される帳表をもって会計検査院へ提出することができる。

ただし、歳入歳出外現金出納計算書については、機械により会計検査院へ電気通信回線を介して送信することができないので、指定歳入歳出外現金出納官吏は、一旦出力のうえ、編綴したものを証拠書類とともに提出すること。

16 入力結果の検証等について

指定歳入歳出外現金出納官吏は、次に掲げる出力帳表により入力結果の検証等を行う。

(1) 保管現金払込整理票

(2) 収納額整理票

(3) 領収済通知一覧表

(4) 収納登記不能一覧表

17 誤びゅうの訂正

(1) センターで作成した帳表の計数等に誤びゅうがある場合

指定歳入歳出外現金出納官吏は、センターで作成した帳表の計数等に誤びゅうを発見した場合は、1件別の情報等に対して訂正の処理をすることにより、訂正の内容を反映させる。すなわち、このような誤びゅうは、それ以前に入力した1件別の登録等に原因があり、当該計数等で一旦決議されているため、1件別の登録等を訂正することなく、帳表上のみにおいて計数等を訂正することは認められない。

(2) 備考欄等に入力した情報に誤びゅうがある場合

指定歳入歳出外現金出納官吏は、帳表の備考欄等の情報に誤びゅうを発見した場合は、内容の訂正を行う。

なお、保管金月計突合表情報に誤びゅうを発見した場合は、日本銀行から送付される保管金月計突合表（日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第20号書式。以下同じ。）により確認のうえ、必ず日本銀行取引店に連絡し、誤びゅうの原因を調査・確認する（第3章第1節25参照）。

第3章 保管金の払渡し

第1節 入力に関する留意事項

18 保管金の払渡し方法

(1) 支払指図書又は国庫金振替書による払渡し

指定歳入歳出外現金出納官吏は、保管金を払い渡すに当たって、小切手を振り出すことに加えて、日本銀行に対し支払指図書又は国庫金振替書を電気通信回線を介して送信することにより、保管金提出者に払渡しを行うことができる。

この際、支払指図書には振込み又は送金別の明細情報が、また、国庫金振替書には振替えに係る明細情報がそれぞれ添付されており、日本銀行は、これに基づき振込み、送金又は振替えの処理を行う。

なお、支払指図書又は国庫金振替書による払渡しに当たっては、指定歳入歳出外現金出納官吏が開設している口座の支払可能預金残高を確認し、残高不足に起因する支払不能とならないよう留意する。

(2) 国庫金振込通知書等の送付

保管金提出者に対して、振込み又は送金の方法によって払渡しをするときは、指定歳入歳出外現金出納官吏の端末機等から支払指図書を日本銀行に送信し、合わせて保管金提出者に国庫金振込通知書又は国庫金送金通知書を指定歳入歳出外現金出納官吏の端末機等から出力のうえ、指定歳入歳出外現金出納官吏が送付する。

日本銀行において払渡しを行うと、支払済情報がセンターへ送信されるので、指定歳入歳出外現金出納官吏は、端末機等において支払済一覧表を確認し、取扱官庁に支払済となったことを報告する。

(3) 小切手払又は現金払

指定歳入歳出外現金出納官吏は、保管金提出者の要請に基づき、業務担当官から小切手又は現金での払渡しを求められた場合についても、端末機等に払渡しのための情報を登録しなければならない。そのうえで、小切手払では払渡し請求者に小切手を振出し、現金払では手元保管している現金を保管金請求者に交付する。

(4) 保管現金の日本銀行からの引出し

指定歳入歳出外現金出納官吏が保管金請求者に保管金を払い渡すため、日本銀行に対し小切手を持ち込むことで現金を日本銀行の口座から引き出した場合、保管現金出納簿登記を行う。現金引出しの場合には、保管現金引出決議書が指定歳入歳出外現金出納官吏の端末機等から出力される。

19 支払時期について

指定歳入歳出外現金出納官吏が払渡しの入力時に選択する支払時期は、通常払とする。なお、支払予定日を空白とした場合は、自動的に入力日の3運転日後を設定する。

また、通常払のうち、入力日の翌運転日を支払予定日として入力したものを「翌日通常払」という。

20 支払確認入力について

指定歳入歳出外現金出納官吏が行う支払確認入力は、支払時期別に次のとおり。

(1) 通常払

支払予定日の前運転日にメール帳表として、支払予定一覧表が出力されるので、支払決定済（決裁完了）か否かを確認し、「支払確認入力（通常）」業務より一括して入力する。

なお、決裁が完了しないため、否の入力を行う場合は、変更後の支払予定日を併せて入力する。

(2) 翌日通常払

翌日通常払の支払決議入力を行った当日に、BMP 依頼により、支払予定一覧表（翌日通常）を出力し、内容を確認の上、「支払確認入力（翌日通常）」業務より支払決定済（決裁完了）の決議の整理番号を1件別に入力する。

なお、決裁が完了しないため、翌日通常払を中止する場合は、訂正事務により、支払決議等の支払予定日を2運転日以降に訂正する。

21 支払指図書又は国庫金振替書の送信時期について

各指定歳入歳出外現金出納官吏が送信した情報に基づき、センターの機械が日本銀行に対し、支払指図書又は国庫金振替書の送信を行う時期は、通常払に関するものが10時（振込みは9時）までとする。

22 日本銀行への振込みについて

指定歳入歳出外現金出納官吏の払渡しの決定に基づき、日本銀行本店にある預金口座への振込みができるのは、日本銀行以外の金融機関への預金が法律上制限されている保

管金請求者の場合、又は法令上の制限はないが日本銀行以外の金融機関にある預金口座への振込みが適当でない認められる保管金請求者の場合に限る。

23 振替えについて

指定歳入歳出外現金出納官吏は、保管替、歳入組入、その他の国庫内移換のための払渡しの決定をし、日本銀行に払渡しの決定をした旨の通知を行うときは、原則として、次の(1)から(4)に掲げる区分に応じ、以下に掲げる事項を入力する。

(1) 他の歳入歳出外現金出納官吏に保管金を保管替する場合

保管替については、支払方法として振替を選択し、摘要欄に保管替である旨を入力する。

また、振替先機関、振替先コード、計算科目の各欄に適宜入力をする。

なお、支払予定年月日は、通常を選択した場合、入力日から起算して3日目(機械の運転しない日を除く。)の日付が自動付与される。ただし、請求者の口座への入金を保証するものではない(以下の(2)から(4)の各区分についても同様)。

(2) 保管金を歳入金に組み入れる場合

歳入組入については、支払方法として振替を選択し、摘要欄に歳入組入である旨を入力する。

また、振替先機関、振替先コード、計算科目、受入年度、歳入金債権番号(納入告知書に記載されている場合のみ)、勘定区分、主所管の各欄に適宜入力をする。

(3) 支出官が発した返納金納入告知書又は返納金納付書に基づいて、歳出に戻し入れる場合

戻し入れについては、支払方法として振替を選択し、摘要欄に戻し入れである旨を入力する。

また、振替先コード、計算科目、受入年度、主所管、部局等、項、債主コード、歳出官署コード、歳出金納告番号の各欄に適宜入力する。

(4) 源泉徴収税額を国税収納金整理資金に払い込む場合

国税収納金整理資金への払込みについては、支払方法として振替を選択し、摘要欄に国税収納金整理資金への払込みである旨を入力する。

また、振替先コード、計算科目、課税対象額、納付書区分、人数の各欄に適宜入力をする。

なお、保管金から国税収納金整理資金への源泉徴収分の振替えに関し、日本銀行において支払不能となった振替情報のうち納付書情報が含まれている場合、当該振替情報を送信した指定歳入歳出外現金出納官吏は、当該納付書情報に係る所要の要項を別紙書式の「納付書情報取消依頼書」により速やかに日本銀行取引店に通知しなければならない。

24 振込不能について

保管金の払渡しを振込みの方法によって行おうとした際に、センターと日本銀行間で

共有しているコード情報の不一致、情報の登録内容に不備があったことなどにより振込みができなかった場合、日本銀行からセンターに振込不能情報が送られる。この場合、振込不能一覧表（第2節27（4）参照）にて確認のうえ、指定歳入歳出外現金出納官吏は、歳入歳出外現金出納官吏（管理者）用カードを使用して、次のいずれかの処理を行わなければならない。

（1）訂正請求

振込不能となった原因を調査した結果、適切な情報を登録し直すことで再度振込みの手続きを行う場合、訂正請求情報登録を行わなければならない。

（2）取消請求

振込不能であったことを受けて、振込み以外の方法での払渡しを検討した場合、当初の振込手続きを取り消すための手続きが必要となる。この取消しに当たっては、端末機等によらず、別途国庫金送金又は振込取消請求書（特例省令第7号書式）を指定歳入歳出外現金出納官吏の日本銀行取引店に宛てて送付し、当該取引店から受入済通知書を受領した後、速やかに端末機等に取消しの内容を登録するとともに収納登記を行わなければならない。

25 保管金月計突合表の調査等について

保管金月計突合表情報は、日本銀行からセンターへ送られるので、指定歳入歳出外現金出納官吏は、端末機等で当該情報と現金出納簿の金額とを照合する（毎月第1運転日の夜間にセンターにて指定歳入歳出外現金出納官吏ごとに情報を作成し、翌運転日に官署で取出し可能となる。）。

保管金月計突合表情報に誤びゅうを発見した場合は、日本銀行から送付される保管金月計突合表により確認のうえ、必ず日本銀行取引店に連絡し、誤びゅうの原因を調査・確認する。

第2節 出力に関する留意事項

26 法定帳簿等について

第2章第2節15を参照のこと。

27 入力結果の検証等について

指定歳入歳出外現金出納官吏は、次に掲げる出力帳表等により入力結果の検証等を行う。

（1）支払予定一覧表

通常払として支払情報を入力したものについては、支払予定日の前運転日に支払予定一覧表を出力するので、支払決議書等と照合する。この場合の照合は、決議した科目又は金額等に誤りがないかにとどまらず、請求書等の内容との整合性についても確認する。

また、翌日通常払として支払情報を入力したものについては、決議入力日の16

時までにはBMP依頼により、支払予定一覧表（翌日通常払）を出力し確認する。

なお、支払予定一覧表に要取消分（金融機関の廃止等）が記載されている場合は、速やかに当該決議を取り消す。

（２）支払済一覧表

支払日の翌運転日に支払済一覧表を出力するので、通常払分については支払予定一覧表と支払決議書を照合し、支払決議の内容どおり支払が行われたか確認する。

（３）納付書一覧表

国税徴収官への振替えを行った支払決議について、支払日の当日に指定歳入歳出外現金出納官吏の端末機等から出力するので、支払決議の内容どおりか確認する。

（４）振込不能一覧表

日本銀行から振込不能情報がセンターに送られる都度、指定歳入歳出外現金出納官吏の端末機等にメール出力される帳表である。指定歳入歳出外現金出納官吏は、支払決議の際に入力した内容に不備等がないかを、本帳表に記載されている不能態様コードをもとに調査・確認する。

（５）訂正済通知表等

指定歳入歳出外現金出納官吏が、センターを經由して日本銀行に訂正を請求した場合、当該訂正につき日本銀行から訂正請求をした翌運転日に、訂正済通知表が指定歳入歳出外現金出納官吏のメール・ファイルに格納されるので、指定歳入歳出外現金出納官吏は端末機等からこれを取り出し、訂正請求依頼の内容に誤りがないか、訂正請求依頼どおり訂正がなされているか、を支払決議書等と照合して確認する。

なお、支払不能に係る訂正請求入力未済である場合には、月初に「訂正請求未済一覧表」を出力される。

（６）支払不能一覧表

指定歳入歳出外現金出納官吏に起因する口座の残高不足等により、日本銀行で支払を行うことができなくなったときは、日本銀行から支払不能情報がセンターの機械に送信される。この場合、その日のオンライン時間中に、センターの機械から指定歳入歳出外現金出納官吏の端末機等に、メール帳表が作成された旨のメッセージを表示するので、支払不能一覧表を取り出し、内容を確認の上、端末機にて支払指図書等の取消しの入力を行う。

支払指図書等を取り消した後、残高不足等にならないように注意して、正しい払渡しの入力を行う。

（７）払渡通知情報一覧表

BMP依頼によって、指定した期間中に支払予定日が属している払渡通知情報一覧表が出力されるので、指定歳入歳出外現金出納官吏は、支払決議の内容どおりとなっているか確認する。

（８）訂正取消一覧表

前月に訂正・取消を行っている場合、当該決議の一覧が毎月7日以降に指定歳入歳出外現金出納官吏の端末機等にメール出力されるので、指定歳入歳出外現金出納官吏は、訂正・取消の決議の内容どおりか確認する。

28 誤びゅうの訂正

第2章第2節17を参照のこと。

29 訂正請求書の提出

指定歳入歳出外現金出納官吏が端末機等から入力し、日本銀行へ送信された情報が、センターと日本銀行の間で共有しているコード情報の不一致に係るエラーとなった場合、センターでは、日本銀行から当該エラーの発生の連絡を受けた後、該当する指定歳入歳出外現金出納官吏に所要の連絡を行う。

センターから受入明細データに係るエラーであると連絡を受けた指定歳入歳出外現金出納官吏は、エラー発生当日中に日本銀行取引店に対して国庫金振替訂正請求書（特例省令別紙第4号書式）を、送金明細データに係るエラーであると連絡を受けた指定歳入歳出外現金出納官吏は、エラー発生当日中に日本銀行取引店に対して国庫金送金訂正請求書（特例省令第5号書式）をそれぞれ提出しなければならない。

第4章 災害時及び障害時における運用

30 定義について

この章において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

- (1) 災害時 災害等の発生により、センターが通常の運用に供している電子計算機等（以下「現用系」という。）の使用が不能となり、この回復を待っては国の会計事務に支障が生ずると認められた時から、これが復旧し、現用系の運転再開が可能と認められた時までの間をいう。
- (2) バックアップセンター 災害時において機械の管理運用を行うための施設をいう。通常は、現用系から業務に係る更新ログをリアルタイムに受信し、情報の同期を合わせるなど、災害時に備えた待機運用を行っている。
- (3) 障害時 端末機、電気通信回線等に障害が発生したことにより、一部の指定歳入歳出外現金出納官吏において情報の入力、電文等の送信等が不能となったときをいう（電気通信回線等に障害が発生したことにより、日本銀行との情報の送受信が不能となった時を含む。）。

31 災害時における指定歳入歳出外現金出納官吏の対応について

(1) 接続先の切替え

現用系が被災し、短時間で復旧することが困難と認められるときは、センターから指定歳入歳出外現金出納官吏に対してバックアップセンターへの切替えの指示を行うので、指定歳入歳出外現金出納官吏は、切替えの指示を受けたときは、速やかに、各端末機の接続先を現用系からバックアップセンターに切り替える。

(2) 反映済電文通番と送信ログとの突合確認

指定歳入歳出外現金出納官吏においてバックアップセンターへの切替えを行うと、端末機にバックアップセンター反映済電文通番が表示されるので、指定歳入歳出外現金出納官吏は、これと現用系への送信ログ（端末機から出力可能）とを突合し、バックアップセンターにおける未反映電文の有無を確認する。

(3) バックアップセンターにおける運用

指定歳入歳出外現金出納官吏は、(2) の確認の結果、未反映電文がある場合は、これについて再度入力を行い、バックアップセンターに反映させる。これ以降は、バックアップセンターにおいて、通常どおりの運用が可能である。

(4) 復旧時の接続先の切戻し

バックアップセンターでの運用中に、現用系が復旧したときは、その翌運転日から現用系での運転を再開するので、指定歳入歳出外現金出納官吏は、センターの指示に従い、各端末機の接続先をバックアップセンターから現用系へ戻す。

32 障害時における指定歳入歳出外現金出納官吏の対応について

指定歳入歳出外現金出納官吏は、端末機、電気通信回線等に障害が発生したため、歳入歳出外現金に関する事務を機械により処理することができないと認められるときは、速やかにセンターにその旨を連絡する。

また、センターは、上記連絡を受けたときは、障害の程度、復旧の見込等を勘案して、会計機関等に処理方法、所要事項を指示する。

33 災害時及び障害時における日本銀行との接続について

災害時及び障害時における日本銀行との接続については、センターと日本銀行との間で別に定める。

34 障害時における払渡しについて

(1) 払渡しの方法

指定歳入歳出外現金出納官吏は、障害時において、障害の回復を待ってはいは適時に保管金の払出しができないこととなり、事務に支障が生ずると認められる場合は、機械によらず、小切手振出しの方法（小切手払又は現金払）もしくは国庫金振替書の交付によって払渡しを行う。

ただし、障害が復旧し、機械の使用が可能となったときは、障害発生の間中に行った払出しの実績を速やかに機械に事後入力する。

(2) 事後入力内容に誤りゅうがあったときの処理

イ 事後入力情報の取消し

指定歳入歳出外現金出納官吏は、事後入力の内容に誤りゅうがあることを発見したときは、事後入力を行った月の翌月末日までに誤りゅうに係る入力の取消しを行い、正しい情報の入力を行う。

ロ 決議書及び入力帳票の取扱い

指定歳入歳出外現金出納官吏は、手作業で作成した決議書を事後入力により端末機で作成した決議書と一体として管理し、関係帳簿においても、当該支払決議が小切手により払渡しをしたものである旨を明記するものとする。

別表

指定歳入歳出外現金出納官吏（背景色：オレンジ 業務特定ID 21）

種 類	管理区分(注)	用 途
歳入歳出外現金出納官吏 (一般)用	2	保管金払渡しの確認入力等を除く歳入歳出外現金 出納官吏業務用
歳入歳出外現金出納官吏 (管理者)用	3	保管金払渡しの確認入力等業務用

(注) 「管理区分」は、操作カードの種類ごとに、入出力するオンライン業務の範囲を限定するために設定したコードである。

別紙 納付書情報取消依頼書

年 月 日

日本銀行「何」あて

歳入歳出外現金出納官吏
 歳入歳出外現金出納官吏代理
 「何」庁 官職 氏名 印
 分任歳入歳出外現金出納官吏
 分任歳入歳出外現金出納官吏代理

納付書情報取消依頼書

年 月 日付で受信した歳入歳出外現金・支払不能情報ファイルにかかる納付書情報を次のとおり連絡するので、取消しの手続きをお願いいたします。

番号	項目名	項目内容
1	税務署名	税務署
2	取扱庁コード	
3	整理番号（徴収義務者番号）	
4	会計年度	年度
5	領収年月日（支払請求日）	年 月 日
6	取消年月日	年 月 日
7	納付書照合コード	
8	所得種類コード	
9	支払年月日	年 月 日
10	支払人員	人
11	支給額	円
12	納付税額	円

< 日本銀行使用欄 >

番号	項目名	項目内容
13	計算科目名	
14	送金等番号	

備考 本取消依頼書は、取消し対象となる納付書情報毎に別葉に作成するものとする。